

【別添】

令和6年度鳥取県学生寮「明倫館」空調機整備業務仕様書

1 業務名称

令和6年度鳥取県学生寮「明倫館」空調機整備業務仕様書

2 業務場所

鳥取県学生寮 明倫館（〒157-0066 東京都世田谷区成城一丁目18-11）

3 業務期間

契約締結日から令和6年11月30日（土）

4 業務概要

鳥取県学生寮「明倫館」（以下「業務対象施設」という。）の寮生個室、寮母室、食堂において、既設空調機の撤去・取替及び新規設置を行う。（既設機の撤去・処分、新設機の冷媒配管工事及び電源工事を含む。）

5 業務内容

既設空調機の撤去・取替及び新規設置を行う。食堂に設置する空調機2台のうち1台は新規設置のため、冷媒配管工事及び電源工事を行うこと。なお、既設空調機の撤去・取替を行う箇所の冷媒配管は原則再利用とするが、再利用できない箇所は更新とすること。

(1) 作業場所、台数

※（別紙）平面図を参照。

①寮生個室（1～2階、218号室、224号室を除く。） 33台

②寮母室（1階） 1台

③食堂（1階） 2台

(2) 調達物品規格品質

①寮生個室、②寮母室

項目	内容
エアコンタイプ	壁掛型ルームエアコン
台数	34台
電源	単相100V
定格能力	（冷房）2.2KW以上、（暖房）2.2KW以上（既設と同等）
高さ	250mm以上、280mm以下
幅	728mm以上、798mm以下
奥行	215mm以上、285mm以下
付属品	ワイヤレスリモコン

保証期間	・本体は1年間の保証期間を有すること
参考品（同等品可）	（1）日立製作所 RAS-AJ22N （2）三菱重工 SRK2224T(W) （3）富士通ゼネラル AS-C223N-W
その他	・設置場所は（別紙）平面図参照 ・納入機器は全て新品であること。 ・取扱説明書を納入すること。 ・保証書各1部を物品納入時に提出すること。

### ③食堂

項目	内容
エアコンタイプ	壁掛型ルームエアコン
台数	2台
電源	単相100Vまたは200V
定格能力	（冷房）4.0KW以上、（暖房）5.0KW以上
高さ	250mm以上、280mm以下
幅	780mm以上、798mm以下
奥行	206mm以上、280mm以下
付属品	ワイヤレスリモコン
保証期間	本体は1年間の保証期間を有すること。
参考品（同等品可）	（1）日立製作所 RAS-AJ40N2 （2）三菱重工 SRK4024T-W （3）富士通ゼネラル AS-AH404R
その他	・設置場所は（別紙）平面図参照 ・納入機器は全て新品であること。 ・取扱説明書を納入すること。 ・保証書各1部を物品納入時に提出すること。 ・2台のうち1台は新規設置のため、冷媒配管工事及び電源工事を行うこと。

### （3）試験・確認

改修後、各空調機の動作確認を行い、正常に動作しているか確認を行うこと。

## 6 一般事項

- （1）受注者は、空調設備に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。
- （2）交換の対象となる既設機及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。
- （3）運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び業

務対象施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

(4) 受注者の負担の範囲

ア 既設機の撤去、搬出、処分（家電リサイクル料含む）及び新設機の搬入、設置に係る費用は受注者の負担とする。

イ 本業務に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。

ウ 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、原則受注者の負担とする。

(5) 本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(6) 作業日は、業務対象施設担当職員と調整を行って決定すること。

(7) 発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良個所が発生したもののについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

7 業務完了時の提出書類及び検査

業務完了後、10日以内又は令和6年11月30日（土）までのいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から10日以内に検査を受けること。

8 成果品

業務完了後すみやかに、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。

（完成図書）

- ・作業写真（着手前、施工中、完成）
- ・試運転報告書

9 その他

(1) 参考品以外で入札を行う場合には、令和6年9月26日（木）正午までに仕様内容を満たしていることが確認できるカタログ等を発注者に提出し、必ず承認を得た上で入札すること。なお、承認の可否は、令和6年9月27日（金）午後5時までに回答を行う。

(2) 業務実施に当たっては、発注者及び業務対象施設担当職員と十分調整を図ること。

(3) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定する。